

固定資産税シリーズ

〈その2〉

固定資産税とは



固定資産税は

毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）現在で、土地、家屋、償却資産（これらを総称して、固定資産といいます）を所有している人がその固定資産の価格とともに算定される税額を、その固定資産の所有する市町村に納める税金です。

(1) 固定資産税を納める人（納稅義務者）

固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。

具体的には、次のとおりです。

土 地	土地登記簿（法務局）又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家 屋	建物登記簿（法務局）又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人が納稅義務者となります。

(2) 固定資産税の対象となる資産

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

● 傷却資産とは ●

会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために使う機械・器具・備品等をいいます。その内容を例示しますと、①構築物（煙突、鉄塔、岸壁など）②機械及び装置（旋盤、ポンプ、動力配線設備、大型特殊自動車など）③船舶、航空機④工具、器具、備品（測定工具、切削工具、机、いす、ロッカーなど）の事業用資産です。したがって、例えば、ミシンを家庭用として使用している場合には、課税対象と

なりませんが、事業用として使用している場合は償却資産として課税の対象となります。また、耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産は、原則として課税対象となりません。なお、自動車、原動機付自転車のように自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは、償却資産の範囲から除かれます。

土地や建物などにかかる税金には次のようなものがあります。

国→国税
県→県税
町→町税

- 県不動産取得税（土地や家屋を取得した場合）
- 特別土地保有税（一定規模以上の土地の取得があった場合）
- 相続税（土地や建物などを相続した場合）
- 贈与税（土地や建物などの贈与を受けた場合）
- 登録免許税（土地や建物を登記するとき）
- 印紙税（土地や建物の売買契約書、請負契約書を作成したとき）

- ※
- 固定資産税
 - 特別土地保有税（上記取得した時の土地を引きつづき保有しているとき）

- ※
- 不動産所得として国所得税、町住民税
 - 権利金に国所得税、町・県住民税

- ※
- 謹渡所得に国所得税、町・県住民税
 - 売買契約書に国印紙税

※は国民健康保険税にも関係します。

5月の納税等

国民年金 5月分